

ま え が き

農業は、自然の物質循環機能に基づく環境と調和した産業です。しかし、農産物の品質の確保と安定的な供給のためには、石油エネルギーの利用や化学肥料と化学合成農薬の適正な使用は欠かすことができず、その生産活動や流通などを通じて環境へ負荷を与えています。また東京の農業はその多くが住宅地の中で行われていることから、化学合成農薬の使用などに対し、都民は高い関心を持っています。このような中、生産者も環境保全型農業に対する意識が高まっています。

環境保全型農業を推進しながら農業経営を安定させるためには、環境への負荷の軽減に取り組みながら農薬を適正に使用することが求められます。農薬の使用を含めた様々な防除技術を十分検討し、人及び環境への影響が最小限となるよう、様々な防除技術を組み合わせ、病害虫や雑草を経済的な被害が発生しない程度に管理する「I P M(総合的病害虫・雑草管理)」を実践するなど、人と環境にやさしい病害虫防除に取り組むことが強く求められています。

しかし、いまだに全国的に、農薬ラベルの記載事項の確認不足による適用作物や使用時期の誤使用、防除器具の洗浄不足等に起因する農薬残留基準の超過事例が散見されます。また、平成25年4月に「住宅地等における農薬使用について」の通知が改正され、農薬を散布する際には周辺に配慮することが義務づけられました。特に都内では住宅地等と隣接した農業が多いことから、農薬の使用にあたってはより一層配慮する必要があります。

この病害虫防除指針は、環境保全と農業経営の安定、農薬の適正使用の視点にたち、農薬の使用、病害虫・雑草防除を指導する立場の方にお使いいただくことを主眼としながら、一般の農業者にとっても使いやすいものとなるよう心がけて作成しました。関係各位におかれましては、新鮮で安全・安心な都内産農産物が都民に提供されるよう、病害虫等の適正な防除指導の一助として本書を積極的に活用していただければ幸いです。

なお、平成30年12月には農薬の安全性の一層の向上を図るため、農薬取締法が改正され、新たに再評価制度の導入や農薬の登録審査の見直しが行われました。今後農薬の登録内容が変更、取り消しとなる場合がありますので、農薬の使用にあたっては、必ず最新の農薬の登録情報を確認するようにしてください。

令和6年3月

東京都産業労働局農林水産部長

築田 真由美